

○障害者割引制度について

有料道路では「身体障害者の方が自ら自動車を運転する場合」または「重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、その移動のためにご本人以外の方が自動車を運転する場合」に割引の適用を受けようとする障害者の方1人につき、身体障害者手帳又は療育手帳に記載された自家用車1台に対して割引率50%の障害者割引を実施しています。

この割引制度は、障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するためのものです。

ご利用には事前に身体障害者手帳又は療育手帳を管理している市町村福祉事務所等で所定の手続きが必要ですのでご注意ください。

(回数券による通行には適用されません。また、割引後の料金に10円未満の端数が生じる場合には、10円単位になるよう切り上げます。)

○料金所での割引方法

- ・料金をお支払いいただく料金所で、料金所徴収員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、必要事項が記載されたページを開いて身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
- ・記載事項が要件を満たしていない場合や記載内容を確認させていただけなかった場合は、割引をすることができませんので予めご了承ください。